

沖縄県交通事業者安全・安心確保支援 事業補助金（乗合バス）

【 申請受付要領 】

対象者

県内に住所・本店を有し、以下の要件を満たす事業者。

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イに定める一般乗合旅客運送事業の許可を受けた事業者。（乗合バス）

補助対象期間

令和6年1月～3月

申請受付期間

令和6年4月22日（月）～6月28日（金）

ただし、電子申請の場合は23:59まで、郵送の場合は当日の消印有効

申請方法

電子申請または紙文書による申請

電子申請であれば、以下のURLまたはQRコードからお申込み下さい。

沖縄県電子申請サービスURL

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3872

右記の二次元バーコードからもアクセスいただけます。



紙申請であれば、以下の「沖縄県交通事業者安心・安全確保支援事業ホームページ」から必要書類をダウンロードし、申請してください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/dorokotsu/1012558/1012605/1012768.html>

1. 支援金の目的

コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた交通事業者に対し、運行継続を支援するため、予算の範囲内において「沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金（以下「県補助金」という。）」を給付します。

2. 補助対象期間

令和6年1月～令和6年3月

3. 給付要件

次のすべての要件を満たす事業者が、県支援金の給付対象となります。

① 補助対象期間中、以下の事業を継続していること。

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イに定める一般乗合旅客運送事業の許可を受けた事業者。（乗合バス）

② 沖縄県内に住所を有する個人事業者又は沖縄県内に本店を有する法人事業者であること。

4. 補助額

補助額は、①補助対象経費と②基準額のうち、低い額となります。補助対象経費及び基準額の算定式は次に掲げるとおりとします。

【補助額の算定式】

補助事業者	①補助対象経費	②基準額	補助額
一般乗合旅客自動車運送事業者 （乗合バス）	A-B A：対象期間の燃料費 B：対象期間の燃料費を燃料高騰比率（117.7%）で除した額 (A/117.7%)	1台当たりの燃料高騰相当額 56,000円×事業者保有台数	①、②のうち低い額

5. 支払手続きの流れ及び給付方法

- ①事業者→県交通政策課 交付申請書提出(令和6年4月22日～令和6年6月28日)
添付資料：燃料費の月毎の使用計画（実績）書（任意様式）、口座振込用の通帳の表紙(写し・表面・裏面)、保有台数がわかる資料等
- ②県交通政策課→事業者 審査後、交付決定及び額の確定通知書及び請求書送付
※審査により、修正等県より指示があった場合は、速やかに対応してください。指示があった翌日から1か月以内若しくは3回以内のやりとりで終了しない場合は、特段の事情がない限り不給付になりますので、ご注意ください。
- ③事業者→県交通政策課 請求書（代表者印押印）を郵送にて提出
- ④県交通政策課→事業者 補助金の給付 ※給付方法は、口座振込となります。

6. 申請方法

①申請方法：電子申請または紙文書による申請

※原則、電子申請により申請してください。例外として、電子申請を行える環境にない（スマートフォン等の端末機をもっていない）、若しくは、操作の仕方がよくわからないという事業者に対し、紙文書による申請を受け付けます。

1) 電子申請の場合

- ①申請方法：下記のQRコードを読み取るか、次のURLを入力し、電子申請ページへ移行してください。

Webサイトアドレス

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3872

右記の二次元バーコードからもアクセスいただけます。

紙文書による申請は、支給までに数ヶ月時間を要しますので、あらかじめご了承ください。



- ②迷惑メール設定をされている方は、必ず次の3つのドメインからのメールを受信できるよう設定してください。なお、メール受信設定の操作方法については、事務局では対応できませんのでご了承ください。

- (1) info@
- (2) @pref.okinawa.lg.jp
- (3) @s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp

2) 紙文書による申請の場合

①申請方法：次のURLを入力し、ホームページへ移行し、様式をダウンロードし、所定事項を記載してください。

紙文書による申請は、給付までに数ヶ月を要しますのであらかじめご了承ください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/dorokotsu/1012558/1012605/1012768.html>

②紙文書による申請は、郵送のみ受け付けます。FAX等では受け付けませんのでご了承ください。

③紙文書による申請において、資料確認等のため、電話番号及びE-mailアドレスは必ず記載してください。迷惑メール設定されている方は、必ず次の3つのドメインからのメールを受信できるよう設定

- (1) info@
- (2) @pref.okinawa.lg.jp
- (3) @s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp

② 受付期間：令和6年4月22日（月）～ 6月28日（金）

③ 通知等

申請内容を審査した結果、県補助金の給付要件を満たすと認められるときは、交付決定通知書等を送付しますので、同封された請求書に押印のうえ、事務局に送付していただきますようお願いいたします。指定の口座に補助金を振り込みます。（申請に使用した口座をご確認ください。）

県補助金の給付要件を満たさないと認められるときはメール等により事由を付して不給付の旨、通知します。

7. 問い合わせ及び送付先

事務局：沖縄県企画部交通政策課陸上交通班
（交通事業者安全・安心確保支援事業担当）

電 話：098-866-2045

Eメール：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

住所：〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2(7階 交通政策課)

問い合わせ期間：令和6年4月22日(月)～6月28日(金) 9:30～17:00

(月～金 平日のみ)

8. 留意事項

- ①申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。確認の連絡後や電話が不通で、1か月以上経過しても応答がないまたは不備等が解消されない場合は、県補助金を不給付として取り扱うことがあります。
- ②県補助金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、沖縄県は、必要な検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- ③県補助金の申請情報については、類似の支援事業等で活用する場合があります。予めご了承ください。
- ④申請書等を郵送する場合は、郵便番号、住所に加え、必ず「**7階 交通政策課**」と記載するようお願いします。
- ⑤交付決定後に請求書を送付しますが、**請求書には、必ず代表者印を押印していただきます**ようお願いします。
- ⑥ 予算に限りがあります。先に審査の通った事業者から給付し、予算がなくなり次第本事業を終了する場合がありますので、早めの申請をお願いします。

虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、補助金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した補助金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる事業者でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

9. その他

- ①市町村においても、対象事業者に対する支援を行っている可能性がありますので、詳しくは最寄りの市町村にお問い合わせください。
- ②対象事業を複数行っている事業者（例：乗合バス、タクシーの双方を行っている事業者など）においては、乗合バス事業のみ申請して頂きますようお願いします。その際には、燃料費も同様に記載して頂きますようお願いします。
- ③乗合バス事業に加え貸切バス事業等も行っている事業者は、**乗合バス事業**に使用した燃料費のみ記載してください。
- ④保有台数においては、第5期は令和6年3月31日時点で認可等を受けている台数を記載してください。